

令和 2 年 7 月豪雨に伴う県立学校入学料等の免除について

高校教育課

このことについて、令和 2 年 7 月豪雨の被災者に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて配慮するよう、別添のとおり文部科学省初等中等教育局長等から通知があったところです。

ついでには、栃木県立学校の授業料等に関する条例第 4 条の規定に基づき、当該被災者に対する入学考査料及び入学料について、下記のとおり免除することとしました。

記

1 免除する入学料等

- (1) 令和 2 年度転入学に係る入学考査料及び入学料
- (2) 令和 3 年度入学・転入学に係る入学考査料及び入学料

2 免除額（入学考査料及び入学料の全額）

	高等学校 全日制課程	高等学校 定時制課程	高等学校 通信制課程	中学校
入学考査料	2, 200円	950円	—	2, 200円
入 学 料	5, 650円	2, 100円	500円	—

3 免除対象者

災害救助法適用地域において「令和 2 年 7 月豪雨」により被災し、居住家屋が半壊以上又は床上浸水の被害を受けた者

4 免除の根拠

栃木県立学校の授業料等に関する条例（昭和 24 年 3 月 23 日 条例第 10 号）

第 4 条 教育委員会は、特別の必要があると認めるときは、授業料その他この条例の規定により徴収すべき納付金の全部又は一部を免除することができる。

5 申請手続き等

入学料等の免除を受けようとする者は、市町村の発行する罹災証明書を添付し、入学料等免除申請書を校長に提出する。入学料等免除の認定に当たっては、所得の制限を設けない。

2 文科施第 1 3 3 号
令和 2 年 7 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項
の認定を受けた地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
山崎 雅 男

(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局長
浅田 和 伸

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋 司

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
伯井 美 徳

(印影印刷)

令和 2 年 7 月豪雨における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等
について (通知)

令和 2 年 7 月豪雨に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該

児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。各都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県知事におかれては所轄の学校法人及び私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属学校に対し、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては認可した学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

加えて、令和2年7月豪雨により被害が発生した学校及び学校設置者については、被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等に関する下記の事項を参考に、災害対応を実施するようお願いいたします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校及び私立学校への受入れについて

被災した児童生徒等から域内の公立学校への受入れの希望があった場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れることが望ましいこと。また、域内の私立学校への受入れの希望があった場合には、各学校の状況に応じて、可能な限り受入れに努めることが望まれること。

なお、高等学校等については、収容定員を超えた受入れについても、特段の配慮をすること。また、来年度入学者選抜の実施に当たっても必要な配慮をすること。

また、私立学校に対して補助を行っている都道府県私立学校主管部課においては、その配分の際、被災した児童生徒等の転出入に伴う在学者数の増減と定員の関係について、弾力的に取り扱うことが望まれること。

2. 教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも、必要な令和2年度使用教科書を無償給与できることとし、転入学前の学校で給与された教科書についても、喪失・損傷している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、域内に災害救助法適用地域がある都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管部課においては、喪失・損傷した教科書の再給与にかかる費用について国庫負担がなされるので、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管部課間で連携を取りつつ、教科書・一般書籍供給会社等とも連携し、速やかに対応すること。

3. 高等学校、特別支援学校等及び私立学校における授業料等の取扱いについて

今回の令和2年7月豪雨により、児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け、入学料、授業料、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入

学者等を含む。) に対しては、教育委員会においては、各地方公共団体における高等学校及び特別支援学校等の授業料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。また、都道府県私立学校主管部課においては、私立学校の行う授業料等の減免に関し、適切な支援を行うことが望まれること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。なお、必要に応じて、国立学校及び私立学校に通う者についても上記に準じて取り扱うこと。

5. 高校生等への修学支援について

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、被災した高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

また、被災により年度の中途において家計が急変した高校生等に対し、①公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、②私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用した授業料減免措置等に加え、③令和2年度から新たに家計の急変に対応している高校生等奨学給付金も活用し、必要な支援を行うこと。

被災により奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

更に、卒業年次の高校生等については、進路指導に際し、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）や日本学生支援機構貸与型の貸与型奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。なお、被災等により家計が急変した学生等については、急変後の所得により支援対象者を判定し、速やかに支援を開始できる仕組みを導入しており、大学等への進学後の在学採用で対応している旨も、あわせて周知すること。

6. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業の実施や、ICTによるオンライン学習の活用その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

その際、例えば、時間割編成の工夫、長期休業期間の短縮、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等が考えられること。

その場合においては、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等にのっとり、適切に振替を行った上で、補習等のための指導員等派遣事業や教員加配の活用等も含め、教員の業務負担軽減に御配慮いただくこと。

なお、上記のとおり各種の取組を行う場合においては、「新型コロナウイルス感